

京 都 大 学 化 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 化学研究所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、化学研究所の専任又は併任の教授をもって充てる。</p> <p>3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き再任する場合の任期は、1年とし、引き続き4年を超えることができない。</p> <p>4 所長は、化学研究所の所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(所長)</p> <p>第3条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 <u>所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>6 <u>所長が欠けたときは、あらかじめ所長が指名する者がその職務を行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年9月15日から施行する。</p>